

第 27 回

角田市農業委員会総会議事録

令和7年8月25日

第27回角田市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年8月25日(月) 午後1時30分～午後2時24分

2. 場 所 角田市役所 301会議室

3. 議事日程

- | | | |
|----|---------|-------------------------|
| 第1 | 報告第52 | 合意解約について |
| 第2 | 第134号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第3 | 第135号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 | 第136号議案 | 非農地証明願いについて |
| 第5 | 第137号議案 | 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について |

4. 出席委員 (14名)

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 阿部 實 | 2番 | 笹森 裕市 | 4番 | 阿部 和郎 | 5番 | 加藤 隆 |
| 6番 | 星 政広 | 7番 | 加藤 久子 | 8番 | 森 富夫 | 9番 | 熊谷 繁寿 |
| 10番 | 穴戸 明美 | 11番 | 遠藤 信悦 | 12番 | 堀米 一郎 | 13番 | 佐藤進一郎 |
| 14番 | 小丸 等 | 15番 | 遠藤 裕一 | | | | |

5. 欠席委員 (1名)

- 3番 山本 重人

6. 説明等のための出席者 (6名)

農地利用最適化推進委員

柄目 利徳 牛澤 初雄 村上 貞悦

事務局

局長 加藤 満 主幹兼係長 藤巻 和広 主査 齋藤 茜

7. 議事参与を制限された委員 (1名)

遠藤 裕一 第134号議案 8番

議 事

議 長

ただいまから第27回角田市農業委員会総会を開会いたします。
本日は、3番山本重人委員から欠席の届出がございました。
本日の出席委員は、14名でございます。

(会長あいさつ)

(加藤局長より前回総会後から次回総会までの経過・予定報告)

議事に入る前に、議事録署名委員の指名ですけれども、私の方から指名してよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

それでは、議事録署名委員に12番堀米一郎委員、13番佐藤進一郎委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、報告に入る前に前回の総会におきまして、遠藤信悦委員より太陽光設置に関して、質問がございましたので、その回答を事務局の方から、お願いいたします。

藤 卷 係 長

資料にそってお話をいたします。1番の事案の概要と経緯をご覧ください。

まず、先月の農業委員会総会で遠藤信悦委員から、枝野地区の住民説明会で、参加者から多くの質問や意見が寄せられたにも関わらず、業者から、誠実な回答がなされていなかったと指摘がありました。これは、住民参加型の行政運営に反するものなので、重要な問題と捉えました。この指摘を受けて、その日のうちに農業委員会事務局と生活環境課の担当職員及び担当課長と協議しました。

その中で、もう一つ重大な事実が判明いたしました。業者から提出されていた住民説明会の報告書で「住民からの意見がなかった」という虚偽の報告があったという点です。

農業委員会としては、報告書を受け取る生活環境課で、チェック機能がなく、行政として果たすべき役割を果たしていない。改善していく必要があるというふうに考えた次第です。

そこで、農業委員会事務局から3番に記載しているとおり、生活環境課へ提案いたしました。

提案内容としては、再発防止策として、住民説明会報告書の履行確認方法を見直してほしいということ。それから、住民説明会の結果を公表してほしいということです。

住民説明会報告書の履行確認方法の見直しについては、業者が作成した議事録に説明会の参加者が署名押印をすること。

あとは、住民説明会の結果を公表するというのは、業者が作成した議事録を市のホームページで公開するということです。

これにより、業者から生活環境課に虚偽報告できなくなると思い、この2点を提案いたしました。

提案を受けて、生活環境課からの回答が4番になります。

住民説明会の内容については、説明会の報告書の他に会議録を作成し、出席者のどなたか1名以上にご署名いただいた上で、協議の際にご提出していただくということです。

ホームページでの公表については、行わないという話をいただきました。これは、地域住民と業者の約束事になりますので、これは公にする内容ではないという理由からであります。また、地域住民の目で監視されることになるから、約束は反故されないだろうということであり、それでも反故されるようなときがあれば、「角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の規定にある助言、指導又は勧告等を行うということでした。

3番目として、生活環境課に提出される住民説明会の資料については、農業委員会にその写しを提出するとのことでした。今後、例えば現地確認とかをする際には、その資料を参考にできると思います。

議 長
遠藤信悦
委員
議長

はい。ご苦労様でした。
遠藤信悦委員、よろしいですか。
はい。ありがとうございました。

枝野地区だけでなく、他の地区でも同じような事例が発生するかも知れません。

そして太陽光発電設備のための農地転用申請のときに草刈りとか、近隣住民に迷惑をかけないという約束をしているんですけども、その辺に関しましても、事務局の方で、業者とお話をしているところがございますので、何か太陽光発電設備の設置に関して、気づいた点がありましたら、農業委員会事務局、または総会の方で、意見を出していただければなと思いますのでよろしくお願いいたします。

阿部和郎
委員

何かあれば、はい。阿部和郎委員。

はい。すいません。

この虚偽報告のあった枝野の案件については、どうなっているのですか。

議 長
藤巻係長

事務局から。

この案件については、現在、止まっている状況です。

総会には、生活環境課の指導、協議を経てから、今後、出てまいります。

阿部和郎
委員
議長

はい。分かりました。

それでは報告に入ります。

報告第52 合意解約について

農地法第18条第6項の規定による通知があったので下記のとおり報告する。

令和7年8月25日報告 角田市農業委員長 遠藤裕一
以後、年月日、報告者名及び提出者名の読み上げを省略いたします。

齋藤 主査
議 長

事務局の説明をお願いします。

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、議案の審議に入ります。

第134号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。

譲渡人 角田市 [] 字 [] []

譲受人 角田市 [] 字 [] []

外8件より、頭書の規定による所有権移転及び賃貸借権設定の許可
申請があったので許可、不許可を決定するものとする。

なお、関係者がおりますので、8番を除いて事務局の説明をお願い
いたします。

齋藤 主査
議 長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。現地確認をいただいております。

1番から3番まで、柄目利徳農地利用最適化推進委員、4番、5番
を事務局、6番を牛澤初雄農地利用最適化推進委員、7番、9番を
事務局からお願いします。

まず、1番から3番目についてお願いいたします。

柄目利徳
推進委員

はい。それでは現地を見てきましたので、ご報告したいと思いま
す。

1番の調査日は、8月19日の午後2時半頃でした。

場所は、[]の北側の交差点があるんですけども、そこを左に
曲がって、30mぐらい行ったところの右側です。

農地の形状は、畑で保全管理状態、雑草が少し生えているという感
じでありました。

地域との調和要件は問題ないというふうに見てきました。

あと、排水等も特に問題ないと見てきました。

2番です。調査日は、19日の午後3時頃です。

場所は、[]のすぐ北側です。ここは、かなり草が生い茂って
いましたが、草刈りをすれば、問題ないかなというふうに見てきま
した。排水等も問題なしというふうに見てきました。

地域との調和要件も問題ないと思います。

3番です。場所は、[]から西に580mぐらい行ったところの空
き地でありまして、保全管理状態で、雑草はちょっと生えていまし
たが、特に問題はないというふうに見てきました。排水も問題なし
でございます。

議長
齋藤主査

地域との調和要件は問題なしというふうに見てきました。
よろしく願いいたします。

はい。ご苦労さまでした。

それでは、4番、5番を事務局からお願いします。

はい。

まず4番の案件についてご説明いたします。

確認日は8月18日、時刻は午後3時半頃に現地確認を佐藤利夫農地
利用最適化推進委員にさせていただきました。

は、田で、耕作されております。

については、ハウスがあり、野菜が作られています。

の現況は耕作放棄地のようになっておりますので、権利取得
をすることによって適正な管理をすることが望ましいと思われま
す。

親から子への贈与ということでしたので、地域との調和要件につい
ても特に支障がないというふうに見てまいりましたので、権利取得
にあたって問題はないと思われますとの報告がありました。

5番に移ります。

5番の確認日は、8月18日の午後4時頃に現地確認を佐藤利夫農地
利用最適化推進委員にさせていただきました。

場所は、から北に350mほど進んだ場所にある農地になりま
す。

こちらは、田で耕作されており、地域との調和要件についても特に
支障がないという報告がありましたので、権利取得にあたっての問題
はないものと思われます。

報告は、以上になります。

議長

はい。ご苦労様でした。

続きまして、6番を牛澤初雄農地利用最適化推進委員をお願いいた
します。

牛澤初雄
推進委員

はい。それでは報告します。

現地確認日は、8月16日の午前9時頃になります。

場所は、になりまして、現在は、田として耕作されていま
す。

譲受人は、専業農家として農業を行っておりますので、特に問題な
いと思って見てきました。

以上になります。

議長

はい。ご苦労様でした。

7番を事務局からお願いします。

齋藤主査

まず、につきましての確認日は8月17日、時刻は午後1時
半頃、現地確認を馬場紀夫農地利用最適化推進委員にさせていただきました。

場所は、から北に450m進んだところを左に曲がって180m程

進んだ場所にある農地になります。

こちらは水田であり、現在、作付されております。

地域との調和要件に当たっては支障ないものということで報告を受けております。

続きまして、[]になります。

こちらの確認日は、8月12日の午後1時半頃、現地確認を今野林一郎農地利用最適化推進委員にいただきました。

場所は、[]の向かいにある自宅に隣接する畑になっております。ハウスがあり、トマトなどの野菜を育てています。

地域との調和要件については特に支障がないということで報告を受けておりますので、権利取得にあたって問題ないものと思われま

す。

以上です。

議長

はい。ありがとうございます。

齋藤主査

9番も事務局からお願いします。

確認日は8月17日、時刻は午後2時頃、現地確認を馬場紀夫農地利用最適化推進委員にいただきました。

場所は、[]から北に150mほど進み、左に曲がって150mほど進んだ場所にある農地になります。

こちらの現況は田で現在耕作されております。

作付けもきちんと行われているということで、地域との調和要件について、特に支障がないという旨の報告を受けておりますので、権利取得にあたっては問題ないものと思われま

す。

議長

はい。ご苦勞様でした。

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。

何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第134号議案について、関係者分を除いて許可することに決定いたしました。

それでは、8番は、私に関係する案件でございますので、議長を阿部 實職務代理者におまかせをして退室いたします。

それでは、8番について審議します。

事務局の説明をお願いします。

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。

村上貞悦農地利用最適化推進委員から現地確認の報告をお願いし

阿部 實
職務代理者
齋藤主査
阿部 實
職務代理者

村上貞悦
推進委員

ます。

それでは、報告いたします。

確認日は、8月21日の午前11時頃に現地確認いたしました。

■■■■の敷地に隣接する畑になります。ため池のちょっと上にある畑ということで確認してきました。

現在は、作付けされていません。近くに氏神様が祀られている関係で、年に3回の草刈りはされていると聞いております。保全管理はされている状態と見てきました。

地域との調和要件も特に支障はなく、権利取得にあたっては問題ないものと見てまいりました。

よろしく願いいたします。

阿部 實
職務代理者

はい。ありがとうございました。

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。

何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第134号議案の8番について許可することと決定いたしました。

会長お入り下さい。

議 長

それでは次に移ります。

続きまして、第135号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

譲渡人 角田市■■■字■■■ ■■■

譲受人 角田市■■■字■■■ ■■■

より、頭書の規定による所有権移転の許可申請があったので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤巻係長
議 長

(議案事項朗読説明)

現地確認をいただいております。

佐藤進一郎委員、お願いいたします。

佐藤進一郎
委 員

それでは報告をいたします。

調査日は、8月21日の午前9時25分から行いました。

調査委員は、加藤 隆委員、阿部和郎委員、馬場紀夫農地利用最適化推進委員、私と事務局の藤巻係長、それから申請人の6名で調査を行いました。

場所は、■■■■から北に約300mから400mぐらいの場所が市道になっていまして、そこからちょっと左に入ったところです。

現況は、育苗ハウスが設置されておりまして、譲渡人のお宅があ

るんですけれども、それと同じレベルの畑になっておりまして、特に盛土とかする必要がないというふうなことで特に問題はないのかなというふうに見てまいりました。

以上です。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第135号議案について、許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

それでは、次に移ります。

第136号議案 非農地証明願いについて を議題といたします。

願出人 角田市 字

外1件より、非農地証明願いの提出があったので、その適否を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤 卷 係 長
議 長

(議案事項朗読説明)

現地確認をいただいております。

1番を阿部 實委員、2番を私の方から報告させていただきます。

まず、1番からお願いいたします。

阿 部 實

はい。それでは報告させていただきます。

8月21日の午前9時頃、全体調査委員の加藤 隆委員と阿部和郎委員、そして私と佐藤利夫農地利用最適化推進委員と事務局の藤巻係長で見てまいりました。

場所は、 から500m程行って右に曲がったところです。

毎年見ているんですけれども、草刈りはきちんとされていますが、農地にすることはないと思いますので、非農地のお願いをしたらいいのではないかとということで、非農地証明願いを出してもらいました。

何の支障もないと見てまいりましたので皆様のご判断をよろしくお願いいたします。

議 長

はい。ご苦労様でした。

それでは、2番を私の方から報告いたします。

8月21日木曜日、全体調査委員の阿部和郎委員、加藤 隆委員、それから、事務局の藤巻係長、私、それから村上貞悦農地利用最適化推進委員の計5名で確認してまいりました。

場所は、■■■■の北西約230mの場所です。そこのすぐ脇に家があるんですけども、もう主人も亡くなって、今回娘さんの方から申請が出ました。

農地パトロールの中でも、ちょっと話が出たところでございまして、もう山林状態で中には入れなかったものですから、道路から確認ということで、畑としての活用は、難しいだろうというふうに思っています。そこは2筆ございました。

それから、もう一つですけども、なかなか説明しづらいんですけども、■■■■から市道に抜ける林道があるんですけども、林道を登っていったところに堤があって、そこから50mぐらい行ったところなんです。ここもちょっと入れる状態ではないので、現地を道路から確認していただきまして、もうしっかり山林原野の状態でございますので、問題はないかと思えます。

ご審議よろしくお願いをしたいと思います。

議長

現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第136号議案については、適当と決定いたしました。

議長

次に移ります。第137号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について を議題といたします。

利用権の設定をする者 角田市■■■字■■■ ■■■

利用権の設定を受ける者 角田市■■■字■■■ ■■■

外29件に係る農用地利用集積等促進計画について、令和7年8月20日付けで角田市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたので、適否を回答するものとする。

事務局の説明をお願いします。

齋藤主査
議長

(議案事項朗読説明)

説明は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第137号議案については、適当と決定いたしました。

以上をもちまして、上程されました議案は全て終わりました。

加藤局長
議長

その他に入ります。

事務局から何かありませんか。

特にありません。

皆さんの方から何かありませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、それでは、総会の一切を終了したいと思います。

閉会の挨拶を、阿部實職務代理人からお願いします。

阿部實職務
代理人

(職務代理人あいさつ)

午後2時24分終了

角田市農業委員会会議規則第30条第3項に規定に基づき、ここに署名する。

令和7年8月25日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____